

入院助産制度について

[入院助産制度とは]

入院助産制度は児童福祉法により定められている制度です。

この制度は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により病院で出産することが困難な妊産婦に、助産施設（裏面に掲載された病院等）を提供し、出産に要する費用を助成するものです。

ただし、一部自己負担金が必要な場合があります。

* この制度の適用は、出産前に申請し、市の決定を受けている場合に限りです。

出産後の制度の利用はできませんのでご注意ください。

[対象となる妊産婦]

以下の条件をすべて満たす場合に、制度の対象となります。

<住所に関する要件>

宇治市に住民登録していること。

<所得に関する要件>

次の および の条件を共に満たしていること。

前年分の市町村民税所得割額が19,000円以下の世帯に属していること。

加入している医療保険から、出産に対する給付金（出産育児一時金）が488,000円以上支給されないこと。

ただし、妊産婦が次の A あるいは B に該当する世帯に属している場合は、上記の にかかわらず制度の対象となります。

A . 生活保護を受けている世帯

B . 同居する家族全員が、前年の所得に対する市町村民税が非課税の世帯（所得の申告をされていない方は、必ず申告をした上で課税の有無をご確認ください。）

所得に関する条件等は変更される場合があります。

申請に必要な書類や、助産施設については裏面をご覧ください。

下表の病院が京都府下では助産施設に指定されています。

(令和5年4月現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
京都第一赤十字病院	605-0981	京・東山区本町15-749	075-561-1121
京都第二赤十字病院	602-8026	京・上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5	075-231-5171
京都済生会病院	617-0814	長岡京市下海印寺下内田101	075-955-0111
京都民医連中央病院	604-8453	京・中京区西ノ京春日町16-1	075-822-2777
京都市立病院	604-8845	京・中京区壬生東高田町1-2	075-311-5311
京都中部総合医療センター	629-0197	南丹市八木町八木上野25	0771-42-2510
市立福知山市民病院	620-8505	福知山市厚中町231	0773-22-2101
(独立行政法人)国立病院機構 京都医療センター	612-8555	京・伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161
京都山城総合医療センター	619-0214	木津川市木津駅前一丁目27	0774-72-0235
日本バプテスト病院	606-8273	京・左京区北白川山ノ元町47	075-781-5191
医仁会武田総合病院	601-1495	京・伏見区石田森南町28-1	075-572-6331
京都桂病院	615-8256	京・西京区山田平尾町17	075-391-5811
洛和会音羽病院	607-8062	京・山科区音羽珍事町2	075-593-4111
綾部市立病院	623-0011	綾部市青野町大塚20-1	0773-43-0123
今井会第二足立病院	601-8474	京・南区四ツ塚町1	075-681-7316
(国家公務員共済組合連合会) 舞鶴共済病院	625-8585	舞鶴市字浜1035	0773-62-2510
(独立行政法人)国立病院機構 舞鶴医療センター	625-8502	舞鶴市字行永2410	0773-62-2680
(独立行政法人)国立病院機構 舞鶴医療センター内院内助産所	625-8502	舞鶴市字行永2410	0773-62-2680
京丹後市立弥栄病院	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷3452-1	0772-65-2003
京都府立医科大学附属病院	602-8566	京・上京区河原町通広小路上ル梶井町465	075-251-5111
京都府立医科大学附属 北部医療センター	629-2261	与謝郡与謝野町字男山481	0772-46-3371

の助産施設での制度利用は山城北保健所への申請となります。

[申請手続きに必要な書類]

- ・ 助産施設入所申込書
- ・ 助産施設が発行した分娩予定日を証明する書類(入院予約票等)
- ・ 健康保険証の写し
- ・ 課税状況確認同意書(同居されている方全員の署名が必要)
- ・ マイナンバーカード及び通知カード
- ・ 本人確認書類(運転免許証など)
- ・ 生活保護受給証明書(生活保護受給世帯の人のみ)

〒611-8501

宇治市宇治琵琶33

宇治市役所 こども福祉課 児童給付係

TEL0774-20-8733 (直通)